

香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインQ & A

令和2年4月20日 改定

令和元年6月5日 改定

平成31年3月25日

香川県環境政策課

【適用】

① Q 建物への設置はガイドラインの対象となるか。また、建物設置と地上設置の複合の場合はどうなるのか。

A 建築物への設置は対象外です。一つの設備として再エネ特措法に基づく認定を受けている（又は受けようとする）設備の内容が建物設置と地上設置の複合で合わせて出力50kW以上の場合は対象とします。

【適用】

② Q ガイドラインの「2 適用対象施設」の項目で「・・・合算した出力が50kW以上となる場合を含む」とあるが、国の再エネ特措法の分割の判断と同じと考えてよいか。

A 「再生可能エネルギー発電事業計画の認定における設備の設置場所について（2017年7月14日付け再生可能エネルギー推進室通知）（2020年4月1日改訂）」の「3. 分割の判断」の考え方と原則として同じです。

ただし、個別法令等において、再エネ特措法と分割の判断の考え方が異なる場合がありますので、その場合は、当該法令等に基づく、所要の手続きを行っていただく必要があります。

【適用】

③ Q ガイドラインの「2 適用対象施設」の②に「事業者変更などの変更を生じた場合」とあるが、具体的にどのような場合か。

A 事業者名の変更のうち、事業譲渡（個人の生前贈与等も含む）及び競売物件による事業者の変更があった場合が該当します。また、「施設設置（予定）場所」を追加する場合、「事業（予定）地の面積」が増加する場合においても、ガイドラインの全ての事項が適用となります。

【経過措置】

④ Q 平成31年3月31日時点で再エネ特措法に基づく認定済みの案件についても、提出する書類はあるのか。

A 国に提出した事業計画認定申請（写）と認定通知書（写）の提出をお願いします。

【経過措置】

- ⑤ Q 「国に提出した事業計画認定申請（写）と認定通知書（写）の提出」をすることになるが、国に提出した図面等添付書類も必要か。
- A 必要ありません。標記の書類のみで結構です。

【書類の提出】

- ⑥ Q 各種書類は施工業者が提出しなければならないのか。
- A 書類の提出は事業者に求めています。施工業者等が代行して書類作成をすることは妨げません。

【書類の提出】

- ⑦ Q 事業計画書等の提出方法は。
- A 持参、又は郵送でお願いします。内容によっては確認させていただく場合があります。

【事業計画書】

- ⑧ Q 事業計画書等の提出はどの時点で行ったらよいか。
- A 再エネ特措法に基づく事業計画の認定申請を行う前に県へ提出してください。

【チェックリスト】

- ⑨ Q 県へ事業計画書を提出した後、チェックリスト記載の関係法令の手続きが完了したが、あらためて提出が必要か。
- A あらためての提出は不要です。

【説明会等実施状況報告書】

- ⑩ Q 説明会を開催したいが、説明を行うべき対象の範囲がわからない。
- A 説明会を行う対象としては、地域の自治会や、水利関係者、その他周辺に権利を持つ者などが考えられます。対象範囲や自治会名等がわからない場合は、必要に応じて市町と相談して下さい。

【説明会等実施状況報告書】

- ⑪ Q 農地ばかりの地域で一部を農地転用して発電を行う計画で、近隣に居住する者がいない状況でも説明会をしなければならないのか。
- A 周囲が農地や山林で、関係者が極端に少なく、個別訪問が適切と考えられる場合は、必ずしも説明会による必要はありません。説明の対象や方法などについては、必要に応じて、市町と相談して下さい。

【事業計画の変更】

- ⑫ Q 発電事業者等が変更になった場合、どのような手続きが必要か。

A 変更があった場合に届出が必要な項目は次のとおりです。

1. 施設設置（予定）場所の変更
2. 事業（予定）地の面積の変更
3. 発電事業者名、代表者名、住所、電話番号、緊急連絡先の変更
4. 発電設備の出力（kW）の変更

上記に変更があった場合は、届出事項変更届の該当する項目欄に内容を記載し、提出してください。

なお、「施設設置（予定）場所」を追加する場合、「事業（予定）地の面積」が増加する場合、事業譲渡等による「事業者名の変更」があった場合は、ガイドラインの全ての事項が対象となることから、「チェックリスト」及び「説明会等実施状況報告書」も併せて提出してください。

【事業計画の変更】

⑬ Q 発電設備の出力（kW）を変更した場合は、届出は必要か。

A 届出事項変更届の発電設備の出力（kW）の項目に記載して、届け出てください。添付書類は必要ありません。

【事業計画の変更】

⑭ Q 平成 31 年 3 月 31 日時点で既に稼働中の施設だが、平成 31 年 4 月 1 日以降に事業者の変更認定申請を行う予定の施設がある。この場合に手続きは必要なのか。また、ガイドラインの届出事項変更届の提出が必要となった場合、稼働中の施設であっても、説明会等実施状況報告書の提出は必要なのか。

A 再エネ特措法に基づく事業者の変更認定が平成 31 年 4 月 1 日以降となる場合は、ガイドラインに定める全ての事項が適用となります。したがって、原則として説明会等実施状況報告書の提出が必要となりますが、前事業者が締結した協定書等の承継をもって説明に替えることも考えられることから、疑義がある場合は、県に御相談下さい。

【県ガイドラインについて】

⑮ Q 国のガイドラインの変更が毎年あるようだが、県のガイドラインとの関係は。

A 県のガイドラインのうち、設計・施工時、運用・管理時、撤去・処分時の規定は、基本的に、国のガイドラインに規定に従っており、一部抜粋等で構成されています。軽微な変更等で、県のガイドラインに反映されていない事項は、国のガイドラインに従ってください。

【県ガイドラインについて】

⑯ Q ガイドラインに違反した場合、罰則はあるのか。

A 県のガイドラインには国のガイドラインを抜粋した部分があり、国のガイドラインで遵守を求めている事項に違反した場合は、再エネ特措法認定取消しの可能性があります。